

男鹿市告示第 1 0 号

男鹿市一時保育事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 7 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市一時保育事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、保育園が保護者の社会活動や傷病時等に利用できる一時的な保育サービスを実施し、地域における子育て家庭の支援の充実及び乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施保育園等)

第 2 条 事業の実施保育園及び利用定員は、別表第 1 のとおりとする。

(対象児童)

第 3 条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、別表第 2 のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事業の実施方法)

第 4 条 事業の実施に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）に準じて行うものとする。

2 事業は、既設の保育園において本事業専用の保育のための部屋を確保して実施することを原則とする。ただし、必要に応じて既に保育の実施が行われている入園児童との交流を行う等弾力的な処遇を行う場合又は専用の部屋を確保しなくとも本事業の実施に支障がないと市長が認める場合は、専用の部屋を設けないことも差し支えないものとする。

3 保育園長は、本事業を担当する職員として、保育士又はそれに代わる人員を配置又は派遣するものとする。

（保育期間）

第5条 保育期間は、1月につき14日以内とする。

（保育時間）

第6条 保育時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（休業日）

第7条 この事業の休業日は、男鹿市保育園条例施行規則（平成17年男鹿市規則第62号）第6条第2項で規定する休日とする。

（利用申込手続）

第8条 事業を利用しようとする対象児童の保護者（以下「利用者」という。）は、利用日の7日前までに、男鹿市一時保育利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急等やむを得ない事情があると市長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を利用者に通知するものとする。

（利用承諾の取消し）

第9条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消すことができる。

- (1) 感染症の疾患があると認められるとき。
- (2) 身体虚弱のため保育に耐えないと認められるとき。
- (3) その他特に市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用の承諾を取り消したときは、男鹿市一時保育利用取消通知書（様式第2号）により、利用者に通知するものとする。

（利用料等）

第10条 利用者は、一時保育に要する費用の一部として、1日につき一人当たり1,100円の保

育料及び1日当たり10円の傷害保険料を負担しなければならない。ただし、生活保護世帯は無料とする。

2 前項の保育料及び傷害保険料は、市長の指定する期日までに、納入通知書により納付しなければならない。

（利用の辞退）

第11条 この事業の承諾を受けた利用者は、一時保育の必要がなくなったときは、原則として利用予定日の2日前までにその旨を市長に届け出なければならない。無断での取消しは、利用したものとみなす。

（届出事項）

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 家庭での保育が可能となったとき。
- (2) 児童に疾病又はその他事故が生じたとき。
- (3) その他市長に報告すべきと思われる事態が発生したとき。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 男鹿市一時保育事業実施要綱（平成17年3月22日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日前までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

実施保育園	事業類型	利用定員
男鹿市立船川こども園	一般型	5 人
男鹿市立船越こども園	一般型	5 人
男鹿市立脇本保育園	余裕活用型	—
男鹿市立北浦保育園	余裕活用型	—
男鹿市立わかみベビー園	余裕活用型	—

別表第 2（第 3 条関係）

実施保育園名	対象児童
男鹿市立船川こども園	児童福祉法第 2 4 条の規定による保育の実施の対象とならない市内に住所を有する生後 2 か月からの就学前児童とする。
男鹿市立船越こども園	児童福祉法第 2 4 条の規定による保育の実施の対象とならない市内に住所を有する生後 2 か月からの就学前児童とする。
男鹿市立脇本保育園	児童福祉法第 2 4 条の規定による保育の実施の対象とならない市内に住所を有する生後 2 か月からの就学前児童とする。
男鹿市立北浦保育園	児童福祉法第 2 4 条の規定による保育の実施の対象とならない市内に住所を有する生後 2 か月からの就学前児童とする。
男鹿市立わかみベビー園	児童福祉法第 2 4 条の規定による保育の実施の対象とならない市内に住所を有する生後 2 か月からの満 3 歳になる年度の児童とする。